

6. まちづくりの方針

(1) 将来目標

市全体が目指すべきまちづくりの将来目標は、平成28年8月に改定した魚沼市都市計画マスタープランと同様に下記の通り設定します。

● 都市の将来像

暮らしやすいまち、暮らし続けられるまち 魚沼 — 魚沼らしさを活かした魅力ある都市の形成 —

魚沼市が今後も輝き続け、豊かな自然や農地を次世代に引き継ぐためには、魚沼市が市民にとって「暮らしやすく、暮らし続けられるまち」になることが必要であり、さらに地域資源を活かした魅力づくりを進めることで、市外の人にとっても「暮らしてみたいまち」となることが必要です。このような「暮らしやすく、暮らし続けられるまち」となるためには、日常の買い物や移動などの生活利便性が高いことや、犯罪や災害が少なく安全・安心なまちであること、医療・福祉施設が充実していること、地域コミュニティの充実（共助）などが挙げられます。また、利便性が向上することなどにより、魚沼市が賑わい、商業の活性化やまちの活力の創出につながると考えます。

その他にも、魚沼市が魅力ある都市となるためには、賑わいや活力だけではなく、周辺の自然環境や交通の利便性など、魚沼ならではの特徴や優位性を活かしたまちづくりが必要です。

● まちづくりの目標

目標1 住みやすく持続可能なまちづくり

今後の人口減少や高齢化を見据え、公共施設や生活利便施設が集積する住みやすいまちづくりを進めます。また、周辺の集落等においても日常における生活の利便性等を維持・確保し、どこでも暮らしやすい地域づくりを進めます。

これらと併せて、適切な都市の経営を行うことで、将来を見据えた持続可能なまちづくりを目指します。

目標2 安心して暮らし続けられるまちづくり

身近な災害に対する危険性がますます高まっている中で、これまで整備されてきた社会基盤施設や過去の災害の経験等を活かして、より一層の災害に強い都市構造の構築を目指します。ハード・ソフト両面において、防災・減災に取り組む地域づくりを進めます。

また、子どもから高齢者まで日常の移動や積雪時の対応など、生活に不自由を感じることなく、将来にわたって安心して暮らしていけるまちづくりを進めます。

目標3 地域の資源を活用した魅力あるまちづくり

都市間競争がますます激化していく中で、本市の豊かな自然環境や歴史・文化・景観等の地域資源を保全・活用するとともに、首都圏からのアクセスしやすい強みを活かし、観光や交流等による賑わいのあるまちづくりを進めます。

また、市民一人ひとりが身近なまちづくり活動に主体的に参加し、地域に対する誇りや愛着を育み、今後も市民が住み続けたいと感じるような活力あるまちづくりを進めます。

(2) まちづくりの方針

市全体が目指すべき将来目標を踏まえつつ、特に本計画が主眼を置いて取り組むべきまちづくりの方針を以下の通り設定します。

方針1__地域の特性を活かしたメリハリのある居住誘導の推進

広域合併に伴い、広大な市域に複数の生活圏が分散し、そこに人口や都市機能が一定集積している現状のなか、人口減少、少子高齢化がそのまま進展していけば、若者の減少などに伴う地域の活力の低下、人口密度の低下などに伴う生活サービス施設や公共交通のサービス水準の低下や撤退などの事態を引き起こし、生活圏としての存続が危ぶまれます。

そこで、生活圏の存続を図るため、魚沼市人口ビジョンに掲げる将来の方向性などを踏まえながら、地域の特性を活かしたメリハリのある居住誘導を推進します。具体的には、市街地中心部の生活圏においては、利便性を求める若年代のUIターンや、冬季の除雪などで不便を感じている郊外に居住する高齢者の住替えなどに対応します。また、周辺的生活圏においては、分散する集落から基幹集落への移住などに対応します。

また、本市において居住を誘導するための最低限の備えとして、令和7年まで増加が見込まれる高齢者が安心して暮らすことができる居住環境、また、浸水被害など災害に強い安全・安心な居住環境をハード、ソフトの両面で整えます。

方針2__公共施設の統廃合や更新を契機とした都市機能の充実

本市は広域合併により、人口規模が類似した他自治体と比較して多くの施設等を保有しています。それら施設を維持管理するためには多くの経費が必要となり、人口減少や少子高齢化などに伴う税収の減少に加えて、今後の財政を圧迫する大きな要因となることが予想されます。このような状況を受け、本市では平成28年2月に魚沼市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の適正管理及び有効活用の推進を図ることとしています。

そこで、今後予定される公共施設の統廃合や更新といった機会にあわせて都市機能の充実を図ります。具体的には、旧小出庁舎跡地の有効活用を起爆剤とした中心市街地の活性化、公共施設と民間施設の複合化などを推進します。なお、事業化にあたっては、財政負担の更なる低減を目指すため、民間活力の導入も視野に入れます。

方針3__公共交通サービスの維持・充実

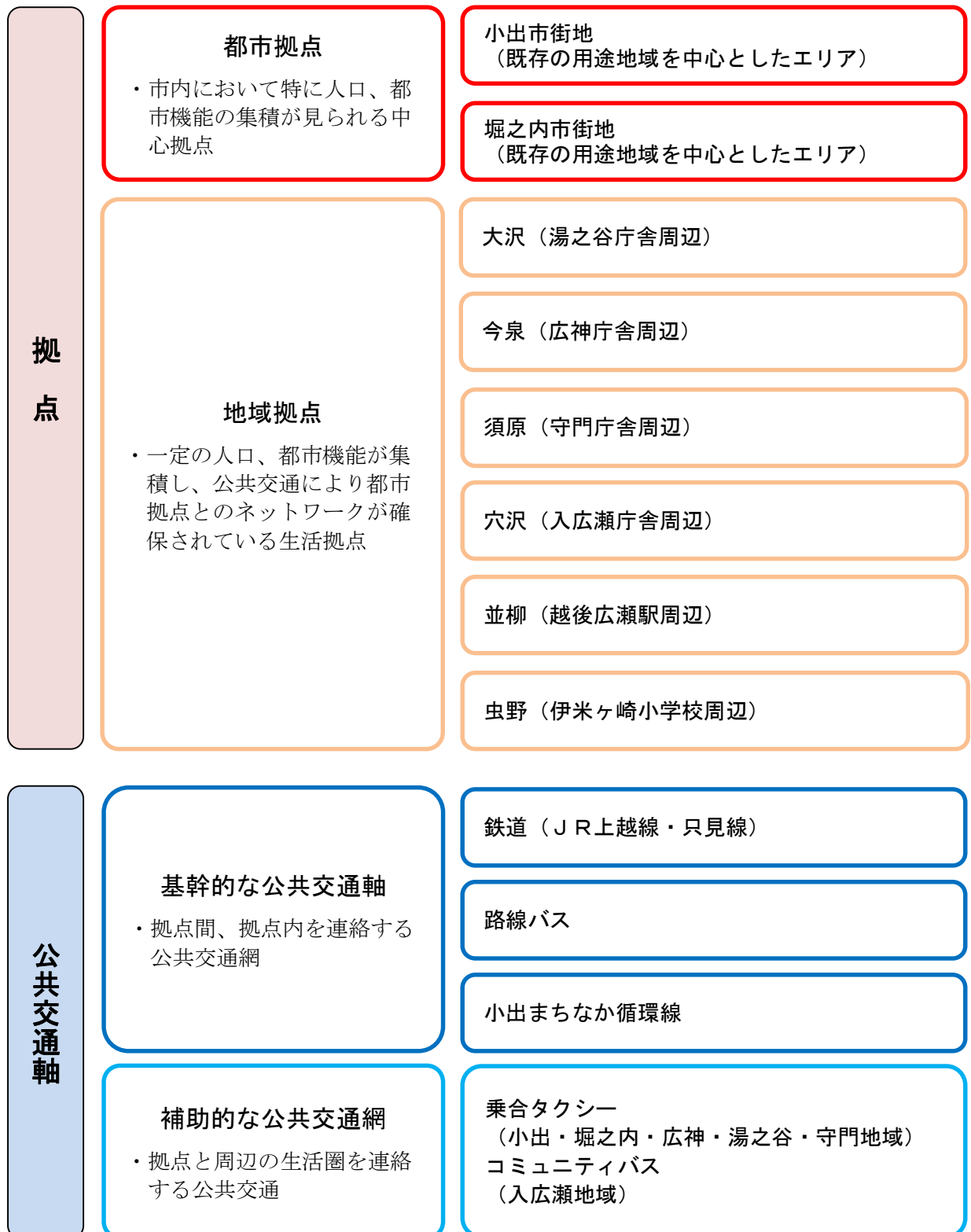
広域に分散している生活圏の連絡性を高めるため、また、高齢化が進展する中で、自家用車に頼ることなく誰もが快適に移動できる環境を整えるため、公共交通サービスの維持・充実に取り組みます。具体的には、魚沼市地域公共交通計画との連携を図りながら、居住誘導などによる移動需要の維持・拡大に合わせた生活圏相互を連絡する公共交通ネットワークの維持・充実、乗り継ぎ・乗り換えの拠点となる交通結節点の強化、公共交通サービスの運行形態（ルート、運営方法等）の見直しなどを推進します。

(3) 目指すべき都市構造

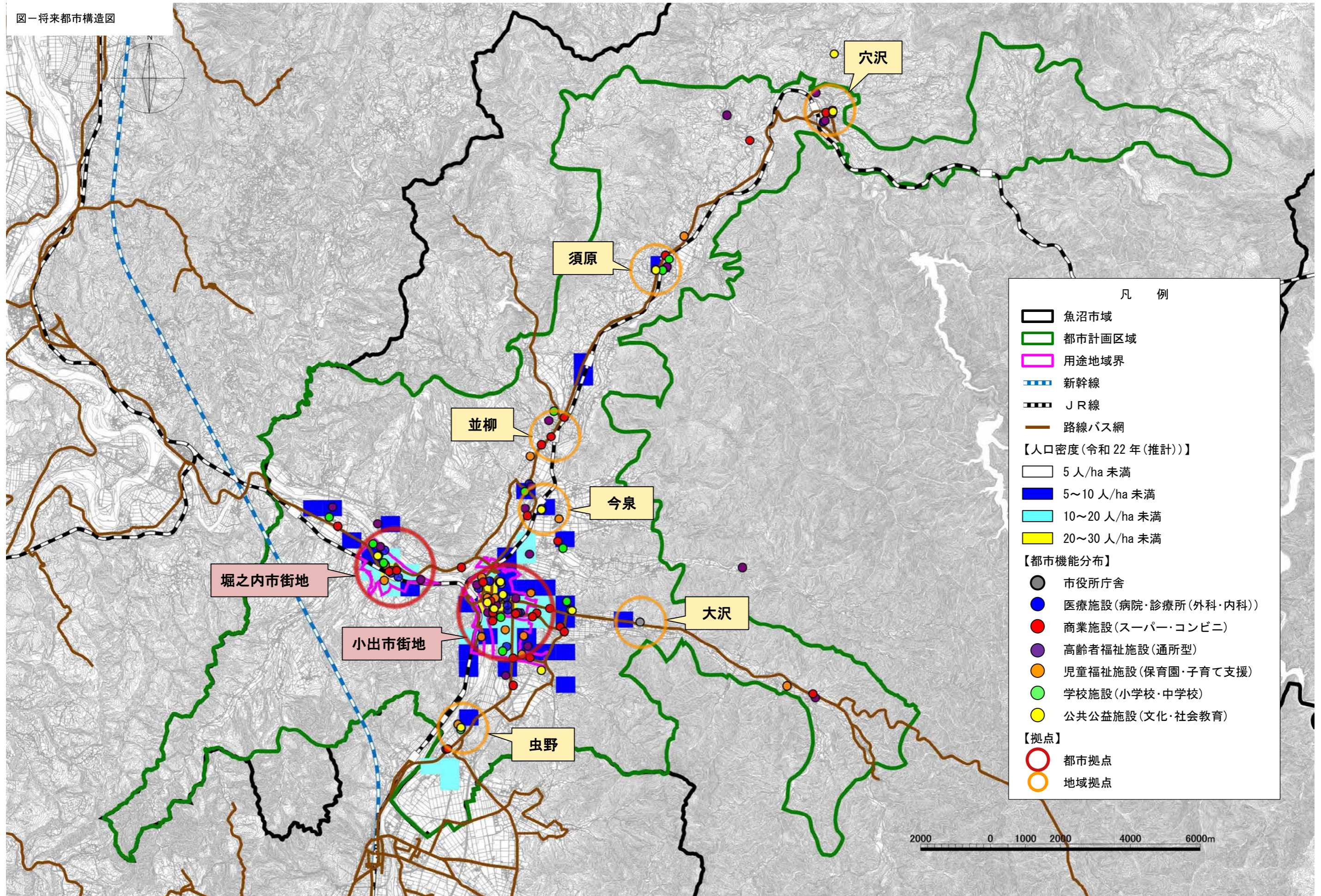
現在及び将来に渡る人口の分布状況、市民の重要な移動手段である公共交通網、市民の生活を支える都市機能の立地状況を踏まえ、目指すべき都市構造を設定します。

① 骨格構造

都市の骨格構造として、拠点及び公共交通軸を以下の通り設定します。

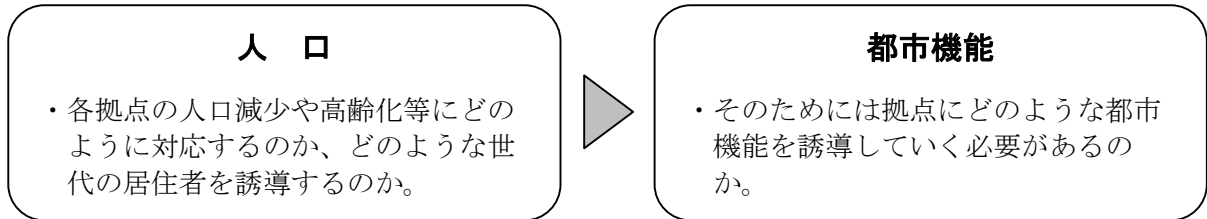


図一 将来都市構造図



② 誘導方針

魚沼市人口ビジョンにおける将来の方向性や地域毎の人口、都市機能、公共交通の実態及び将来見通しを踏まえ、人口及び都市機能の誘導方針を設定します。



1) 魚沼市人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向性（抜粋）

- 将来的に魚沼市が自立したまちであり続けるためには、自然減と社会減の抑制に取り組む必要があるが、人口動向に関する日本社会全体の大きな流れの中で、本市が将来的に人口減少・超高齢化を迎えることは避けられないため、人口が減少しても持続可能で元気なまちを目指すことが重要
- 一方で、首都圏や新潟市、長岡市などの都市部へ向かう人々の流れや若者の結婚観の変化など、時代の趨勢により影響を受けた出生率の低下や市外への人口の流出に対しては改善の余地あり

◆魚沼で仕事をし、暮らし続けられるまちを目指す

進行し続ける若年層の社会減を抑制するため、魚沼市における雇用の場の創出や暮らしやすい環境整備を行います。また、定住人口を確保するため、都市部からのU Iターンを促進する施策を講じることで、さらなる社会増を目指します。

◆安心して結婚し、子どもを産み育てられるまちを目指す

加速度的に進行する自然減を抑制するため、本市の合計特殊出生率を国の目標水準を上回る水準まで高めていきます。このため、若い世代が安心して結婚し、子どもを産み育てることができるまちづくりを進めます。

◆人口減少・超高齢化社会に適応したまちを目指す

人口減少や超高齢化の進行は避けることができませんが、こうした中においても市民にとって魅力あるまちを目指し、魚沼らしく持続可能で元気なまちづくりを進めます。このため、将来の人口規模に適応した新たな社会構造の構築や都市のコンパクト化などを推進します。

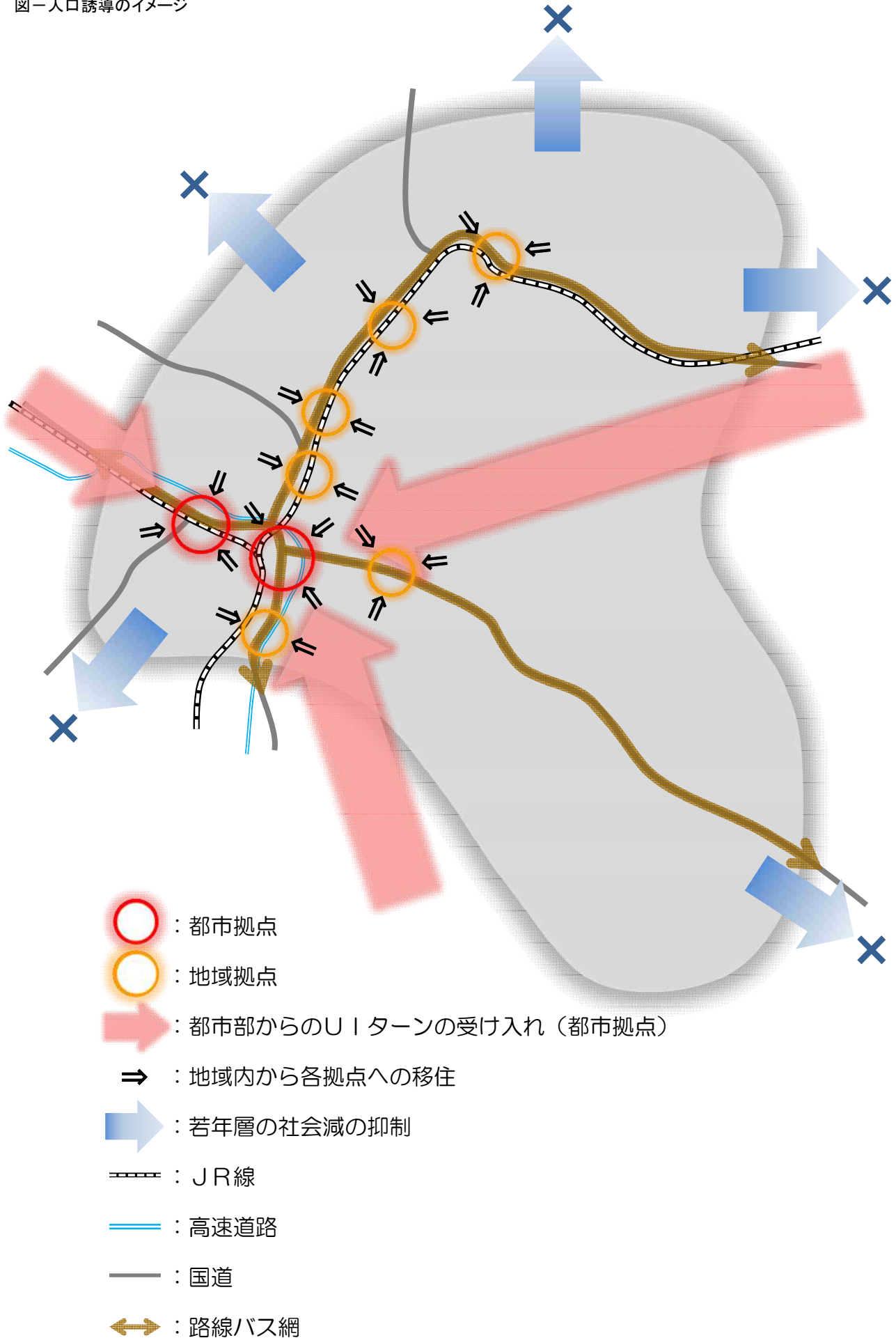
2) 各拠点の人口、都市機能、公共交通の実態及び将来見通し

拠 点		人口の実態及び将来見通し	都市機能の立地状況	基幹的な公共交通軸
都市拠点	小出市街地	<ul style="list-style-type: none"> 市内で特に人口が集積しており、令和22年の人口密度(推計)は最大20~30人/ha 平成22年から令和22年にかけて総人口は減少するが、高齢者人口は増加する地点あり 	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域内に各種都市機能が集積 本庁舎(令和2年度に旧小出庁舎、旧堀之内庁舎、旧湯之谷庁舎、旧広神庁舎を集約) 旧小出庁舎跡地には、生涯学習センター(図書館+公民館機能)を建設予定 	<ul style="list-style-type: none"> JR小出駅(上越線・只見線) 路線バス 小出まちなか循環線(定期便) ⇒市全域からの公共交通アクセスに優れている
	堀之内市街地	<ul style="list-style-type: none"> 市内で特に人口が集積しており、令和22年の人口密度(推計)は最大20~30人/ha 平成22年から令和22年にかけて総人口は減少するが、高齢者人口は増加する地点あり 	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域内に各種都市機能が集積 旧堀之内庁舎では、民間事業者への貸付けを検討 	<ul style="list-style-type: none"> JR越後堀之内駅(上越線) 路線バス ⇒特に小出市街地とのアクセス性に優れている
地域拠点	大沢	<ul style="list-style-type: none"> 令和22年時点で一定の人口集積あり(人口密度(推計)は5~10人/ha) 平成22年から令和22年にかけて総人口、高齢者人口はともに減少 	<ul style="list-style-type: none"> 湯之谷会館 	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス
	今泉	<ul style="list-style-type: none"> 令和22年時点で一定の人口集積あり(人口密度(推計)は5~10人/ha) 平成22年から令和22年にかけて総人口は減少するが、高齢者人口は増加する地点あり 	<ul style="list-style-type: none"> 旧広神庁舎 図書館、コミュニティセンター 老人福祉センター、小規模多機能ホーム 保育園、中学校 	<ul style="list-style-type: none"> JR菟神駅(只見線) 路線バス
	須原	<ul style="list-style-type: none"> 令和22年時点で一定の人口集積あり(人口密度(推計)は5~10人/ha) 従来から中山間地域の高齢化率が高く、令和22年には庁舎周辺でも50%を超過 平成22年から令和22年にかけて総人口は減少するが、高齢者人口は増加する地点あり 	<ul style="list-style-type: none"> 北部庁舎 診療所、デイサービスセンター スーパーマーケット 小学校、中学校 	<ul style="list-style-type: none"> JR越後須原駅(只見線) 路線バス
	穴沢	<ul style="list-style-type: none"> 令和22年時点で人口集積はみられない(人口密度(推計)は5人/ha未満) 従来から中山間地域の高齢化率が高く、令和22年には庁舎周辺でも50%を超過 平成22年から令和22年にかけて総人口、高齢者人口はともに減少 	<ul style="list-style-type: none"> 入広瀬会館(旧耐震のため、令和14年度までに解体予定) 診療所、小規模多機能ホーム スーパーマーケット 幼稚園 	<ul style="list-style-type: none"> JR入広瀬駅(只見線) 路線バス
	並柳	<ul style="list-style-type: none"> 令和22年時点で人口集積はみられない(人口密度(推計)は5人/ha未満) 平成22年から令和22年にかけて総人口は減少するが、高齢者人口は増加する地点あり 	<ul style="list-style-type: none"> スーパーマーケット デイサービスセンター 小学校 	<ul style="list-style-type: none"> JR越後広瀬駅(只見線) 路線バス
	虫野	<ul style="list-style-type: none"> 令和22年時点で一定の人口集積あり(人口密度(推計)は5~10人/ha) 平成22年から令和22年にかけて総人口、高齢者人口はともに減少 	<ul style="list-style-type: none"> 保育園、小学校 デイサービスセンター 	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス

3) 誘導方針

	都市拠点	地域拠点
拠点の特性	<p>魚沼市の中心的拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で最も人口が集積 ・将来的に総人口は減少するが、高齢者人口が増加する地点あり ・用途地域内に各種都市機能が集積 ・公共交通アクセスに優れている 	<p>旧来からの生活拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧来からの生活拠点として、庁舎や駅などを中心に一定の人口、都市機能の集積あり ・将来的に人口が減少(高齢者含む) ・中山間地域を中心に高齢化率が高い
人口ビジョン方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な人口減少・超高齢化は不可避⇒人口が減少しても持続可能で元気なまち ・雇用の場の創出や暮らしやすい環境整備による若年層の社会減の抑制 ・都市部からのU Iターンを促進し、定住人口を確保 ・若い男女が安心して結婚し、子どもを産み育てることができるまちづくり 	
誘 導 方 針		
人口	<p>人口密度の維持を目標に、多世代の人口集積を目指します</p> <p>＜人口誘導のイメージ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層のU Iターンの受け皿 ・子育て世代の受け皿 ・増加する高齢者の受け皿 ・地域内からの移住の受け皿 等 	<p>地域の存続を図るため、地域内からの移住を中心に人口集積を図ります</p> <p>＜人口誘導のイメージ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内からの移住の受け皿 ・現在の居住者が住み続ける 等
都市機能	<p>右記に加え、市民生活を豊かにする高次な都市機能を維持・誘導</p> <p>＜都市機能のイメージ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合病院 ・文化施設(図書館など) ・行政機関(本庁舎、出先機関) ・商店街 ・高校 ・子育て支援センター ・健康センター、福祉センター 等 	<p>地域の存続に向けて最低限必要な都市機能を維持・誘導</p> <p>＜都市機能のイメージ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な医療機関(診療所) ・デイサービスなど通所型の高齢者福祉施設 ・食料スーパーや日用雑貨を扱う商店 ・申請手続きや証明書発行など利用頻度の高い行政サービス ・幼稚園、保育園、小中学校 等

図一人口誘導のイメージ



(4) 誘導区域の設定方針

① 居住誘導区域

居住誘導区域の設定方針は以下の通りとします。

居住誘導区域とは（都市計画運用指針より）

- ・人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

居住誘導区域を定めることが考えられる区域（都市計画運用指針より）

- ①都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
⇒本市においては特に既存の用途地域内に都市機能や居住が集積
- ②都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ③合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

魚沼市において居住を誘導すべきエリア

2つの都市拠点

6つの地域拠点

人口の誘導方針

- ・人口密度の維持を目標に、多世代の人口集積を目指します
- ・地域の存続を図るため、地域内からの移住を中心に人口集積を図ります

小出及び堀之内市街地の用途地域内に居住誘導区域を設定

積極的な居住誘導ではなく、地域内居住者の生活を守り、地域の存続を図るため、“小さな拠点”（次頁参照）の形成を目指します

居住誘導区域＝用途地域－除外すべきエリア

居住誘導区域を設定する際の考え方

用途地域

居住誘導区域

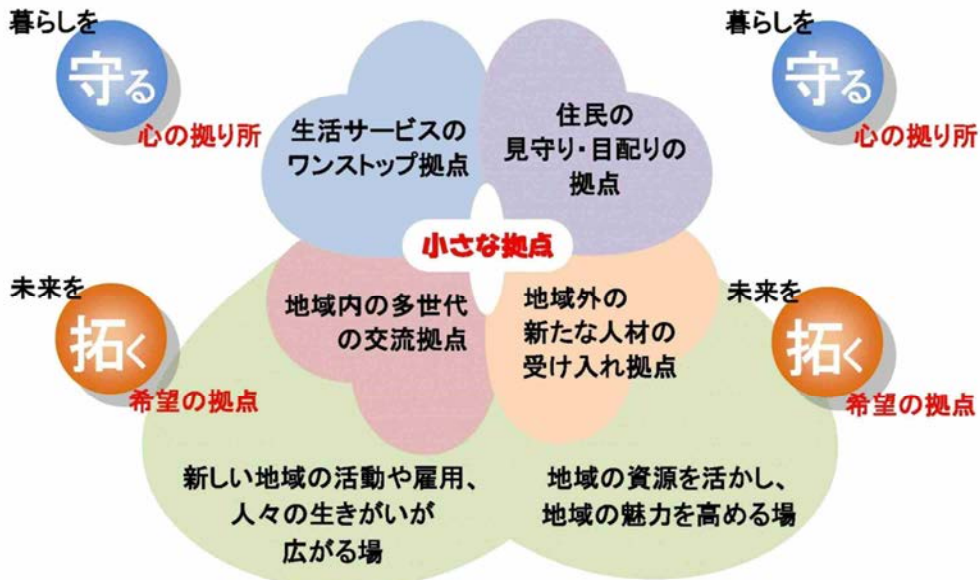
－ 除外すべきエリア －

- 将来においても一定の人口集積が見込めないエリア
- 都市機能が集積する中心部への公共交通によるアクセス性に乏しいエリア
- 居住に適さないエリア
 - ・災害リスク（土砂災害等）が高いエリア
※詳しくは防災指針で検証
 - ・工業系用途のうち、用途が混在するなど一団の住宅地形成が困難なエリア
 - ・農地のうち、一団のまとまりを持ち、将来的に保全することが適当なエリア

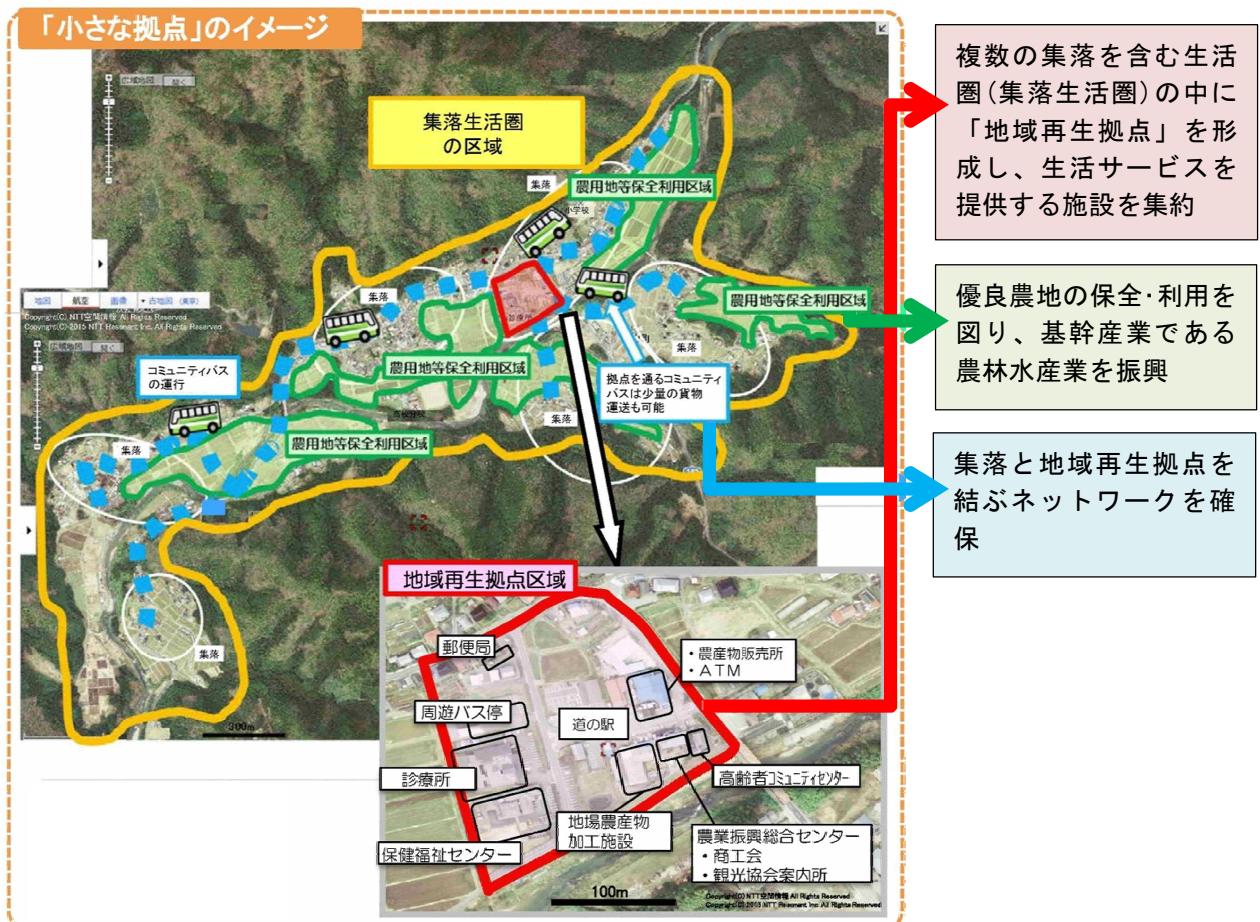
参考 小さな拠点とは（内閣府、国土交通省資料より抜粋）

- ・地方創生に向けて国が提唱する施策の一つ
- ・小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの生活サービスや地域活動を、歩いて動ける範囲でつなぎ、各集落とコミュニティバスなどで結ぶことで、人々が集い、交流する機会を広げ、新しい集落地域の再生を目指すもの

図一 小さな拠点の役割



図一 イメージ図



② 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域の設定方針は以下の通りとします。

都市機能誘導区域とは（都市計画運用指針より）

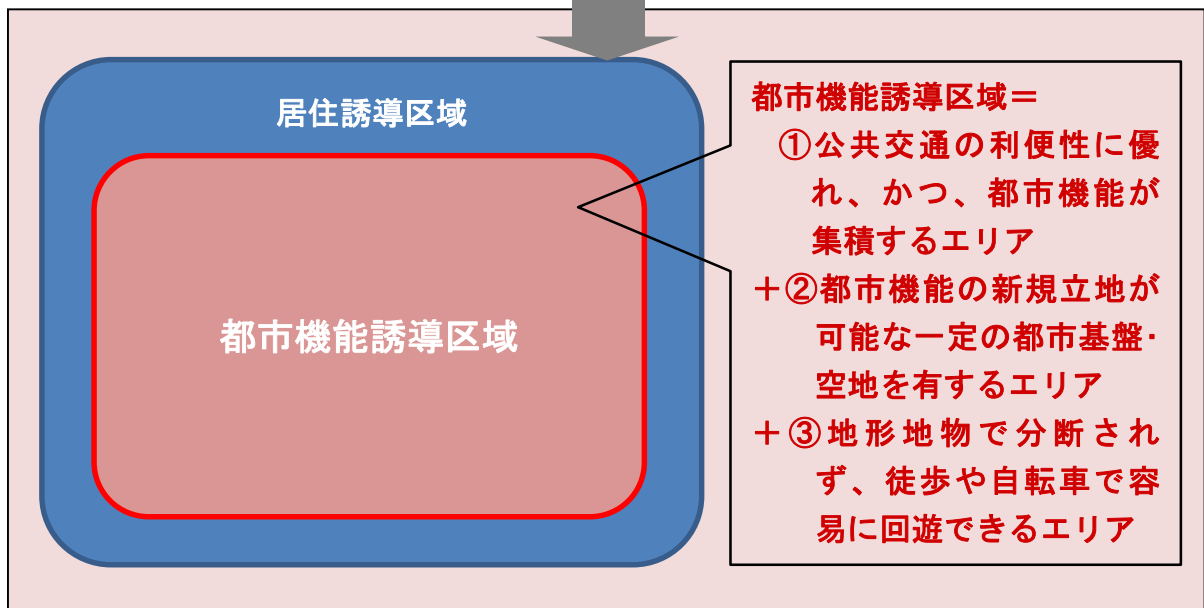
- ・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図るべき区域

都市機能誘導区域設定の基本的考え方（都市計画運用指針より）

- ①居住誘導区域内
 - ②鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
 - ③周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- ※規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

小出及び堀之内市街地の居住誘導区域内にそれぞれ設定

都市機能誘導区域を設定する際の考え方

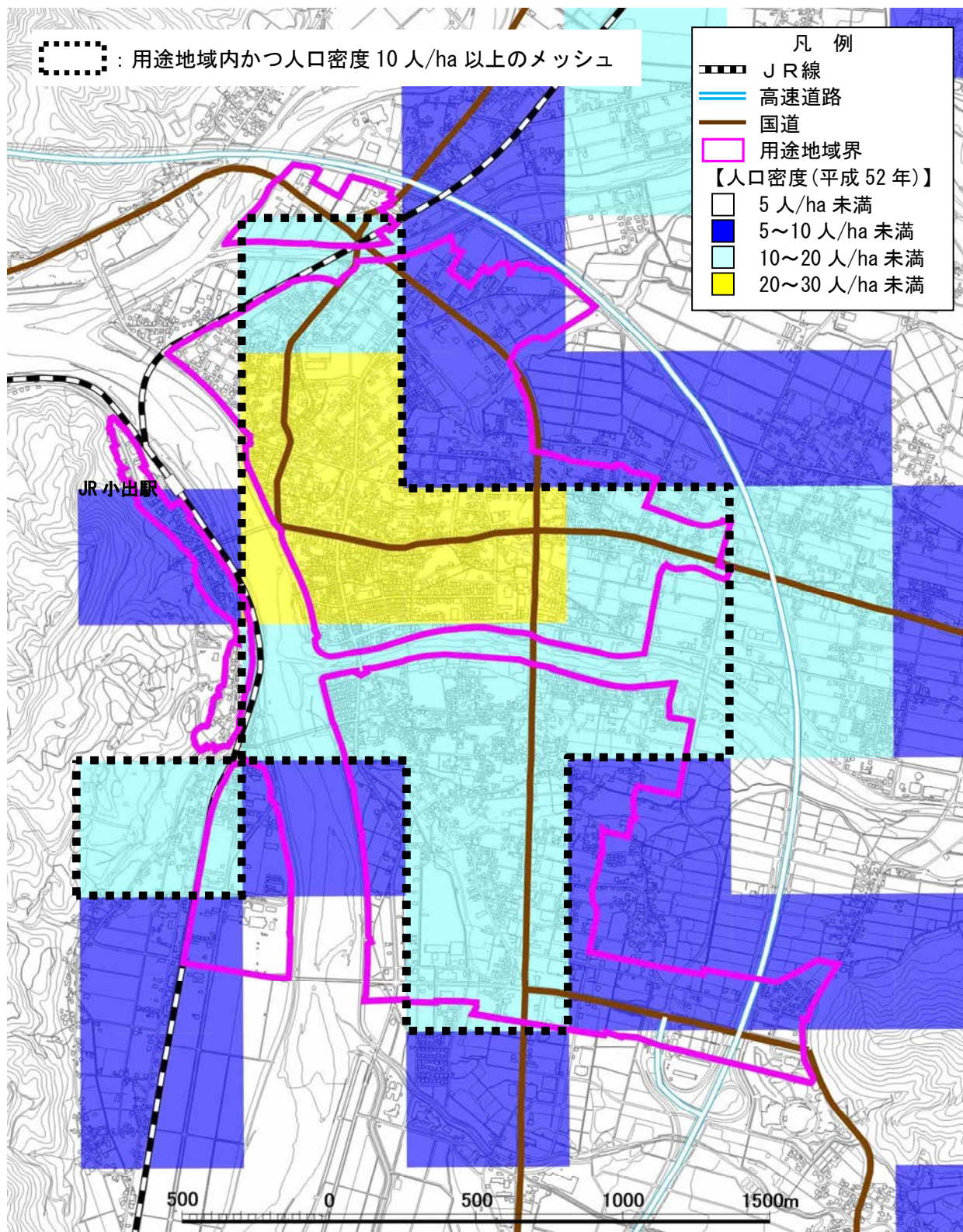


7. 居住誘導区域の設定

(1) 小出市街地

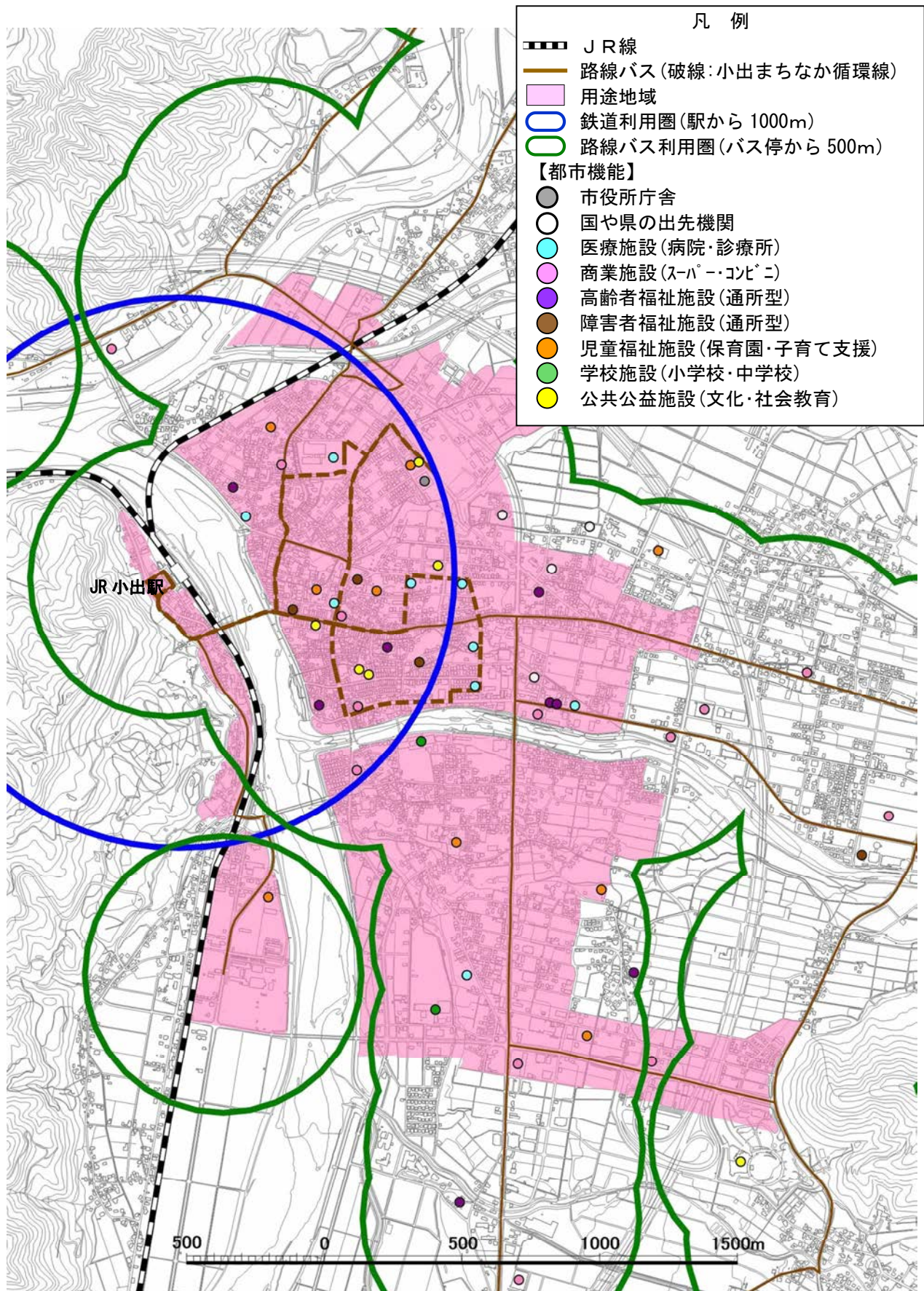
① 人口の集積状況

- ・人口密度を維持するために一定の人口集積を図る観点から、令和22年推計において、全市的に見て相対的に人口密度が高いと判断できる10人/ha以上のエリアを居住誘導区域の基本とします。



② 生活サービス享受の容易性

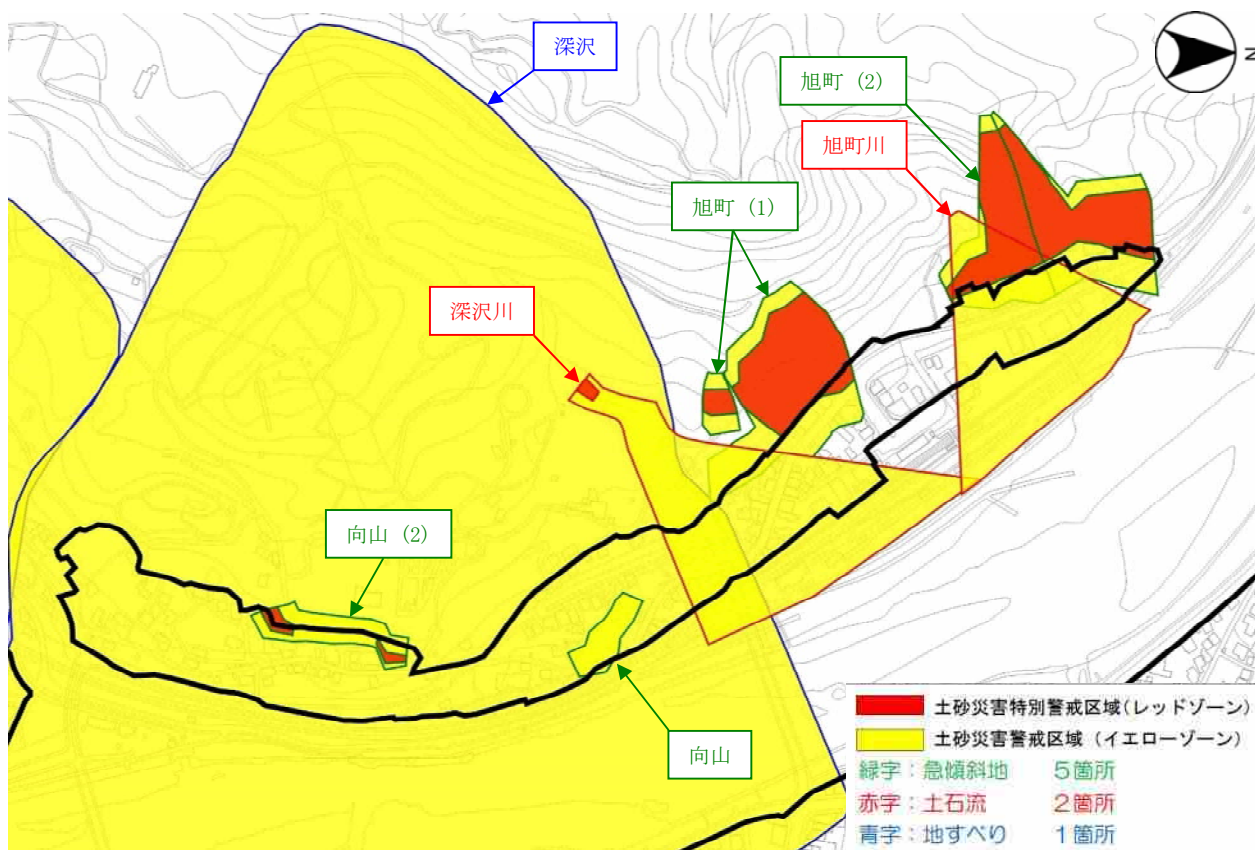
- 生活サービスを享受しやすい環境に居住を誘導する観点から、鉄道駅や都市機能が集積する中心部を経由する路線バスの利用圏内を居住誘導区域の基本とします。



③ 居住地としての妥当性

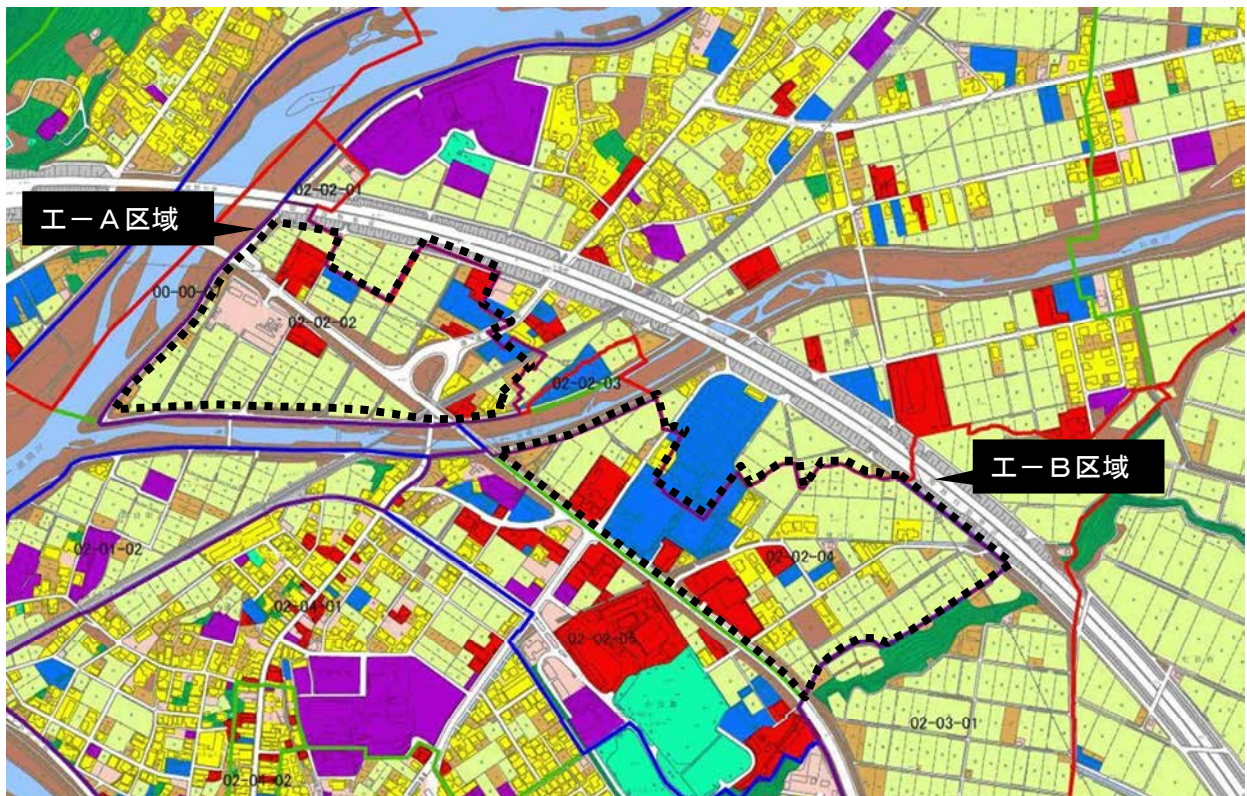
1) 災害リスクに係る方針

- ・川西地区は、J R上越線小出駅が位置し、駅にアクセスする県道堀之内小出線沿線には店舗や住宅等が立地していますが、ほぼ全域が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に含まれていることから、原則、居住誘導区域に設定しないものとします。
- ・ただし、土砂災害に対する対策が講じられ安全性が確保される場合には、区域への編入を検討していくものとします。

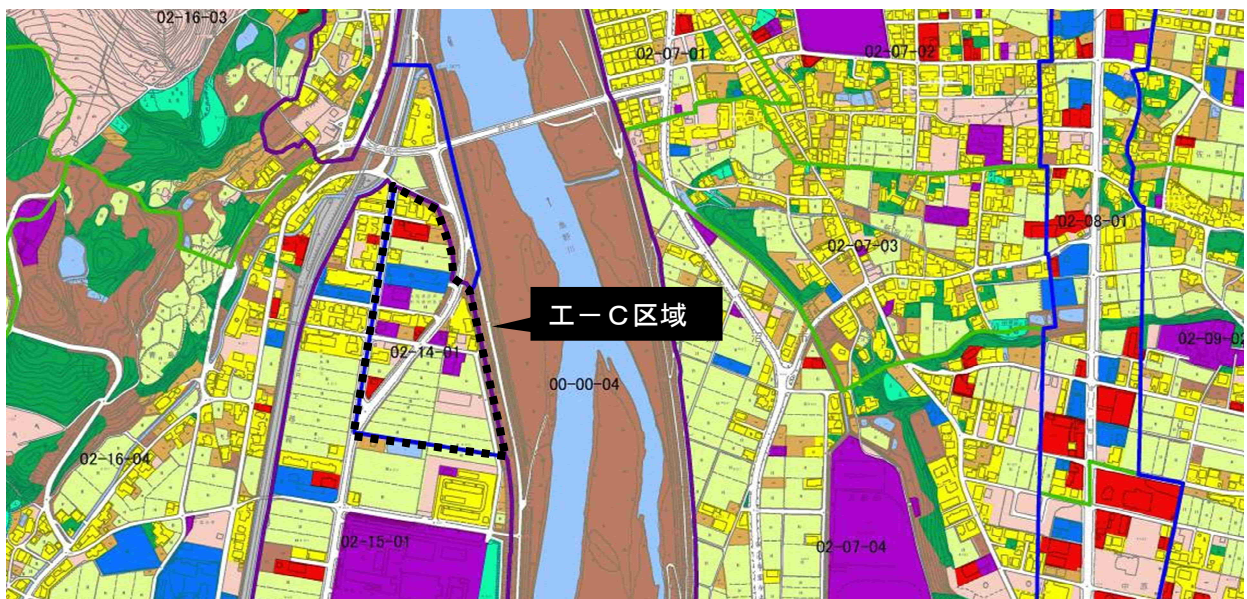


2) 工業系用途に係る方針

- ・ 工-A区域 工場や商業施設が点在する他、大部分が農地で一団の住宅地は形成されていないことから、原則、居住誘導区域を設定しないこととします。
- ・ 工-B区域 国道17号沿線に工場、商業施設が位置する他は住宅と農地が混在する土地利用で一団の住宅地は形成されていないことから、原則、居住誘導区域を設定しないこととします。

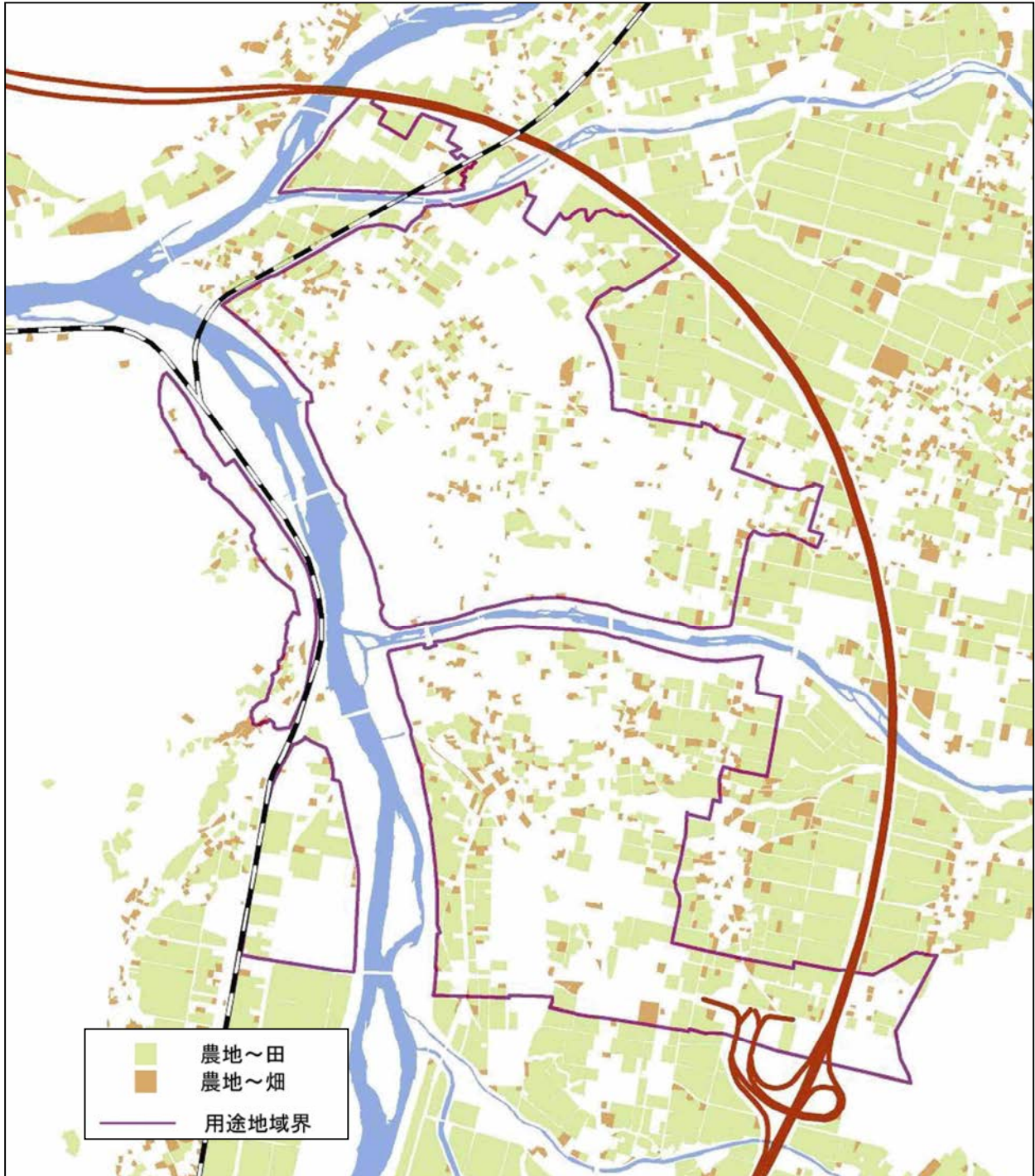


- ・ 工-C区域 工場や商業施設、公共公営施設、農地が混在する土地利用で一団の住宅地は形成されていないことから、居住誘導区域を設定しないこととします。

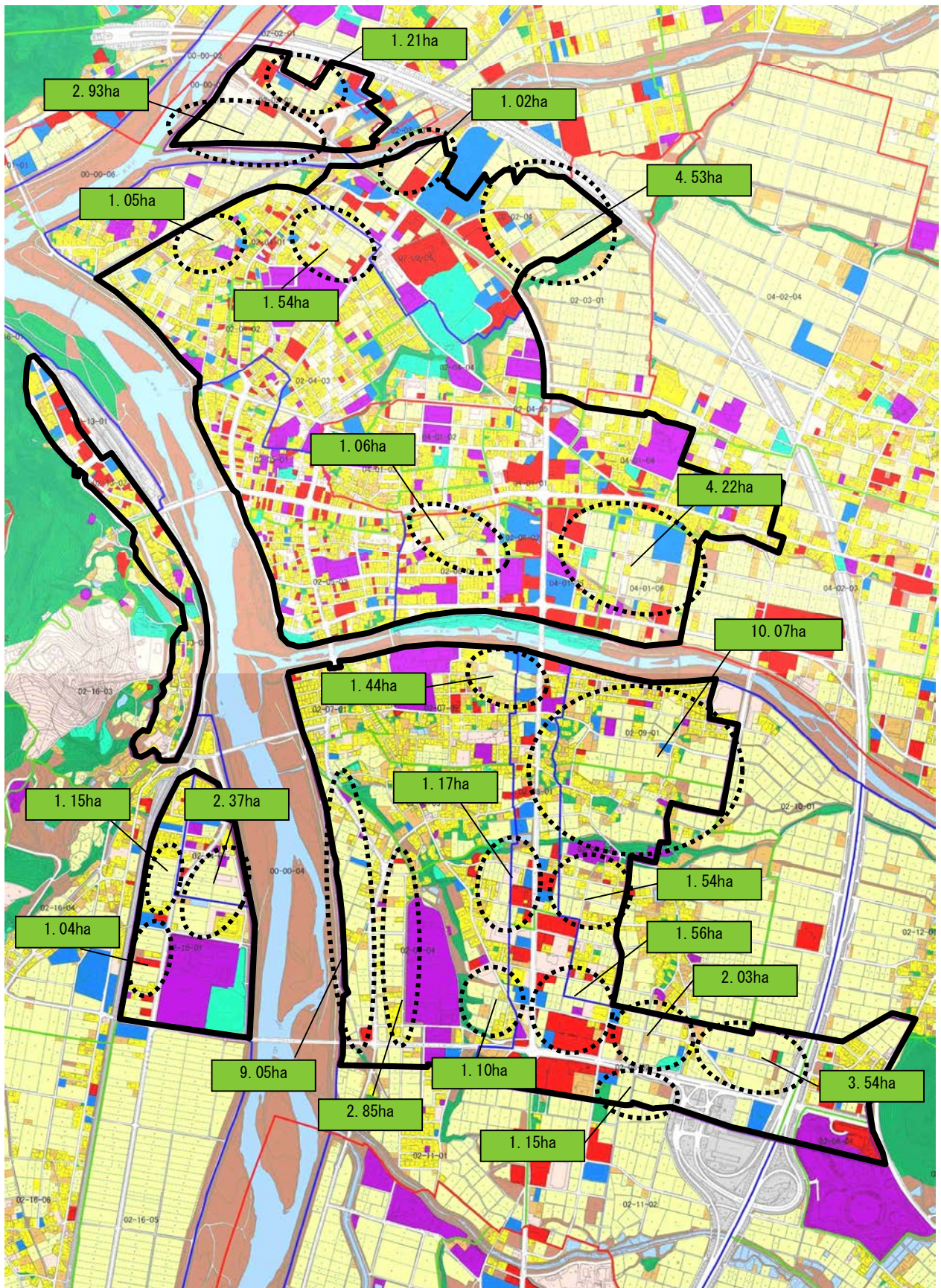


3) 用途地域内残存農地に係る方針

- ・ 鉄道駅や商店街周辺など都市的土地利用の可能性のある農地については居住誘導区域に含める、市街地の外縁部に位置するものについては含めないことを基本としながら、それぞれの立地状況に応じて取り扱いを判断します。

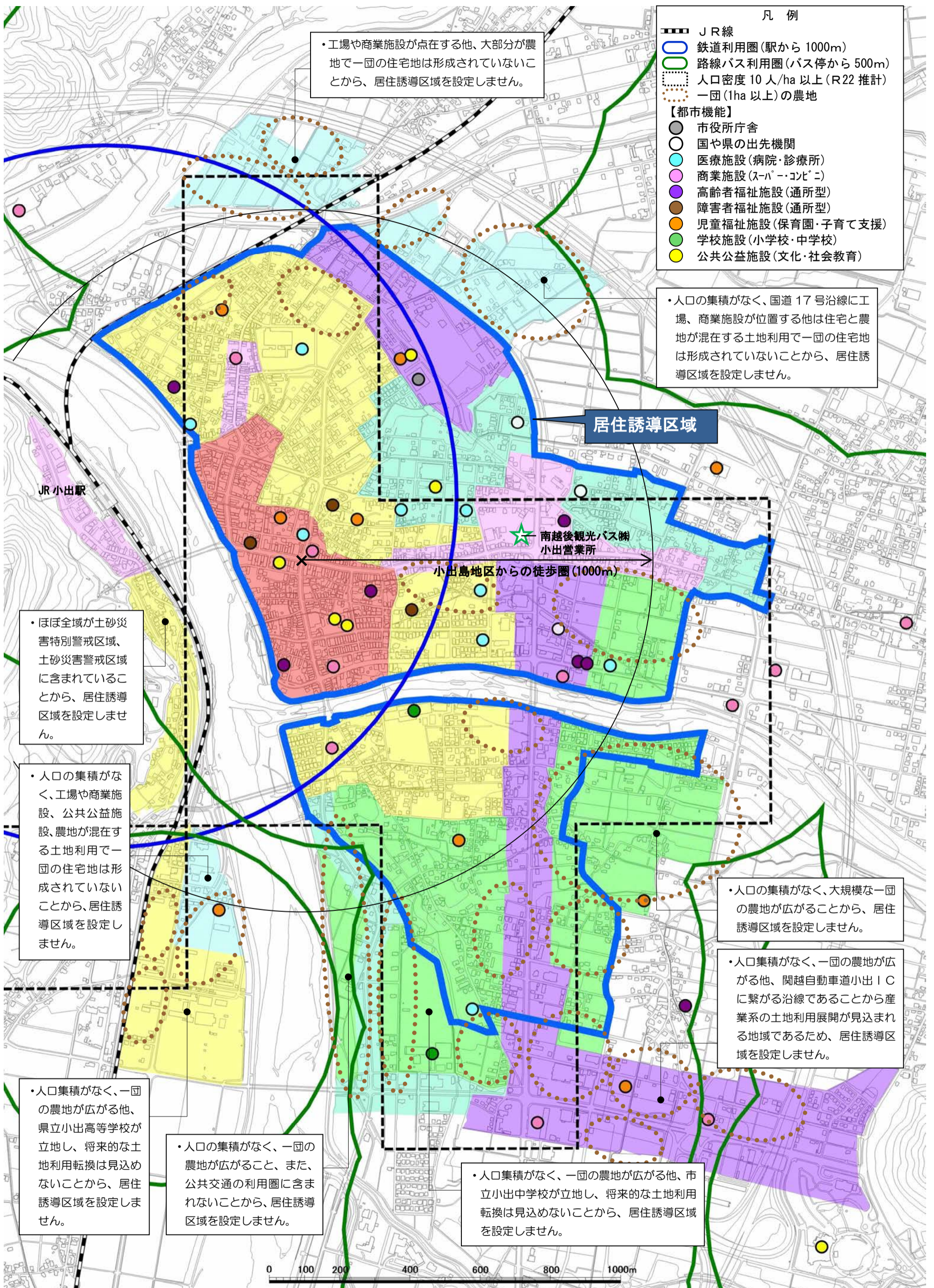


図一 用途地域内の残存農地(出典:平成24年度都市計画変更見直し業務)



図一用途地域内における一団(1ha以上)の農地

④ 居住誘導区域の設定 (小出市街地)

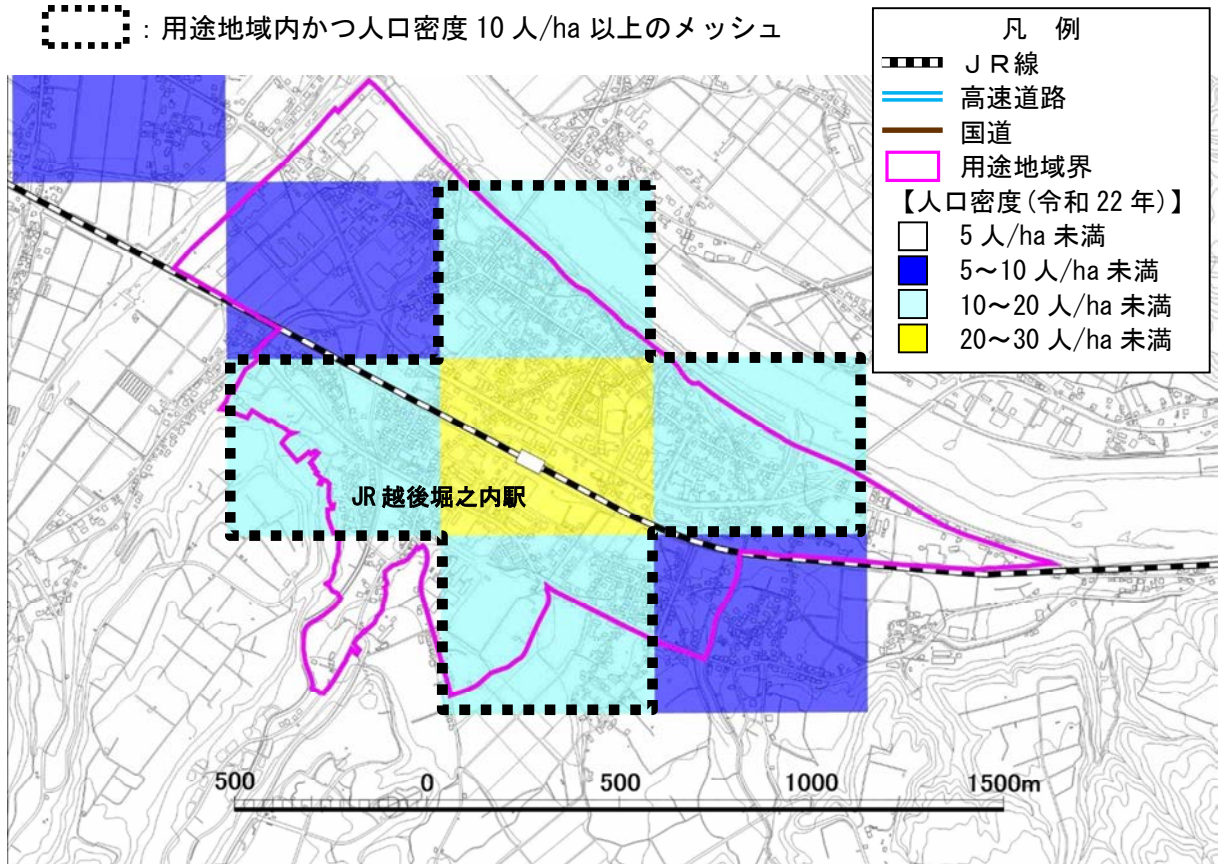


(2) 堀之内市街地

① 人口の集積状況

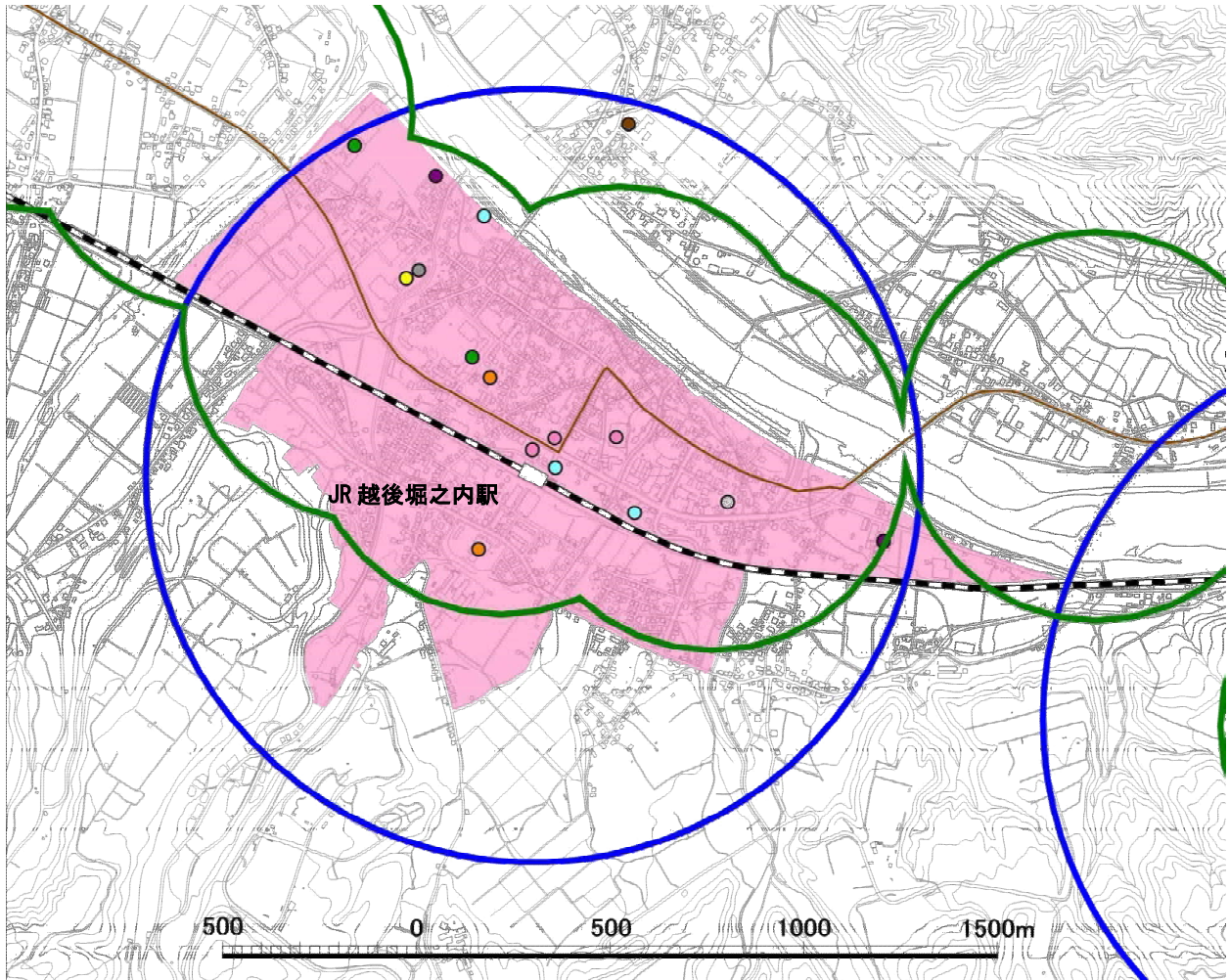
- ・小出市街地と同様、10人/ha以上のエリアを居住誘導区域の基本とします。

⬜ : 用途地域内かつ人口密度10人/ha以上のメッシュ



② 生活サービス享受の容易性

- ・小出市街地と同様、鉄道駅や都市機能が集積する中心部を經由する路線バスの利用圏内を居住誘導区域の基本とします。

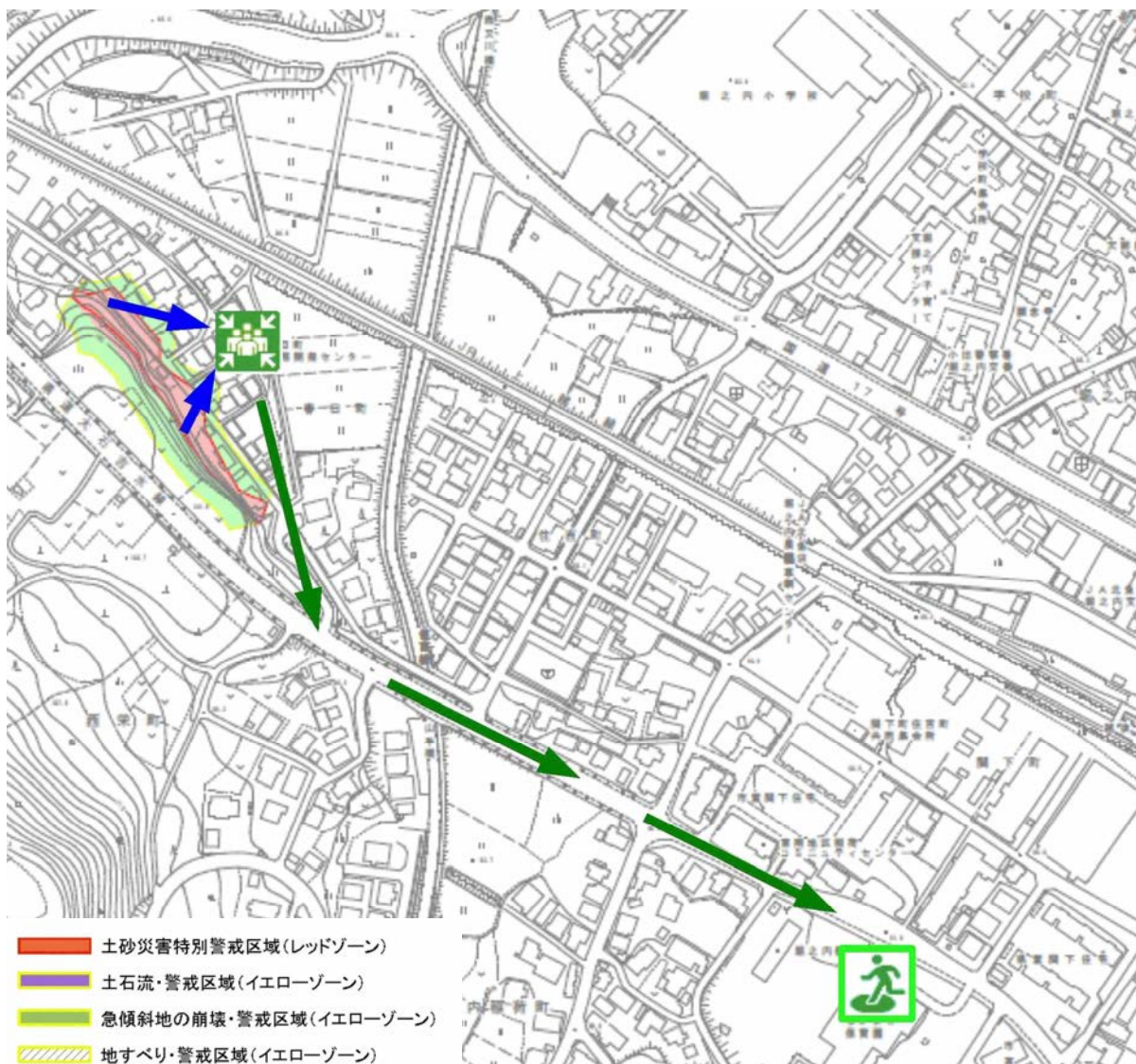


凡 例	
	J R 線
	路線バス
	用途地域
	鉄道利用圏 (駅から 1000m)
	路線バス利用圏 (バス停から 500m)
【都市機能】	
	市役所庁舎
	国や県の出先機関
	医療施設 (病院・診療所)
	商業施設 (スーパー・コンビニ)
	高齢者福祉施設 (通所型)
	障害者福祉施設 (通所型)
	児童福祉施設 (保育園・子育て支援)
	学校施設 (小学校・中学校)
	公共公益施設 (文化・社会教育)

③ 居住地としての妥当性

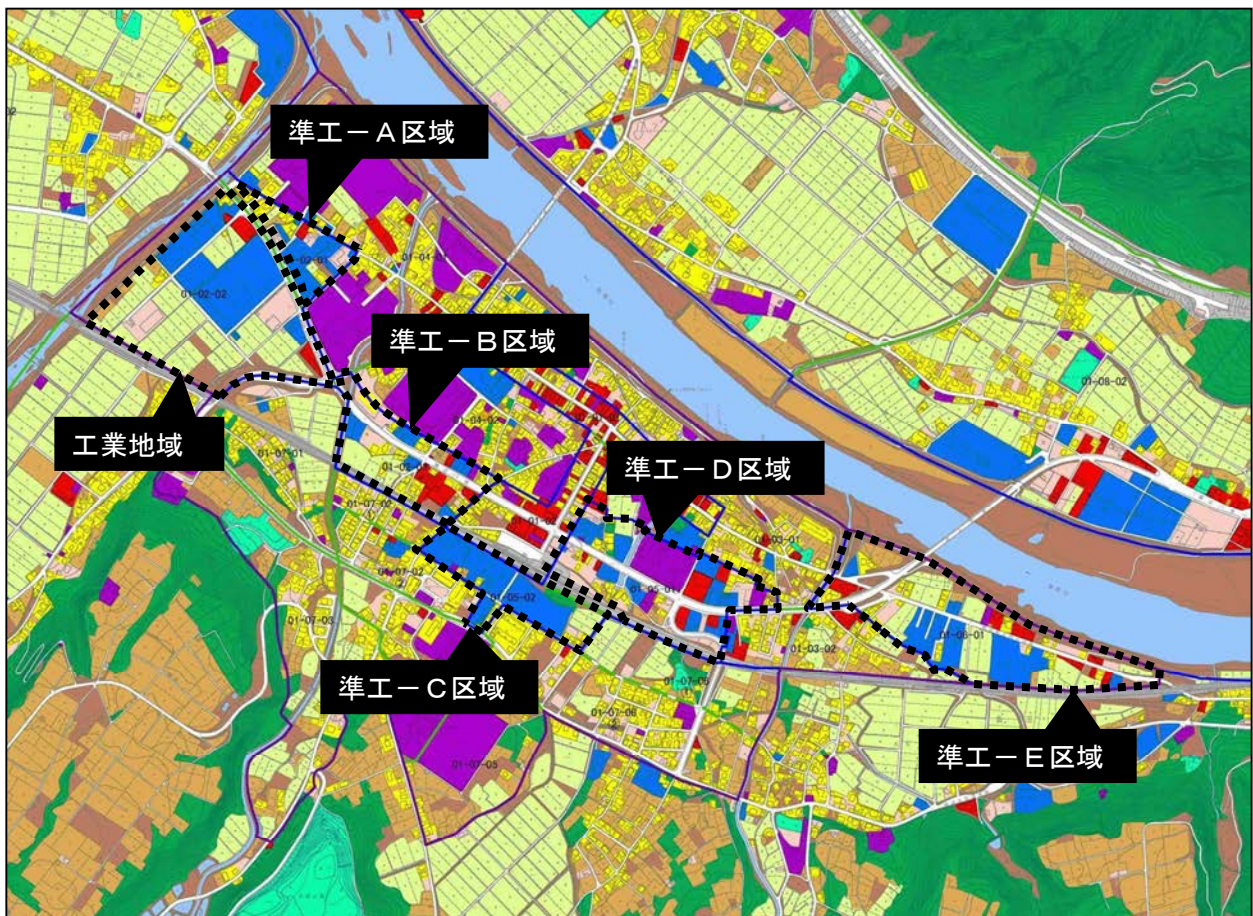
1) 災害リスクに係る方針

- ・春日町地区は住宅地が形成されていますが、丘陵地の傾斜部が土砂災害特別警戒区域に含まれていることから、原則、居住誘導区域に設定しないものとします。
- ・ただし、土砂災害に対する対策が講じられ安全性が確保される場合には、区域への編入を検討していくものとします。



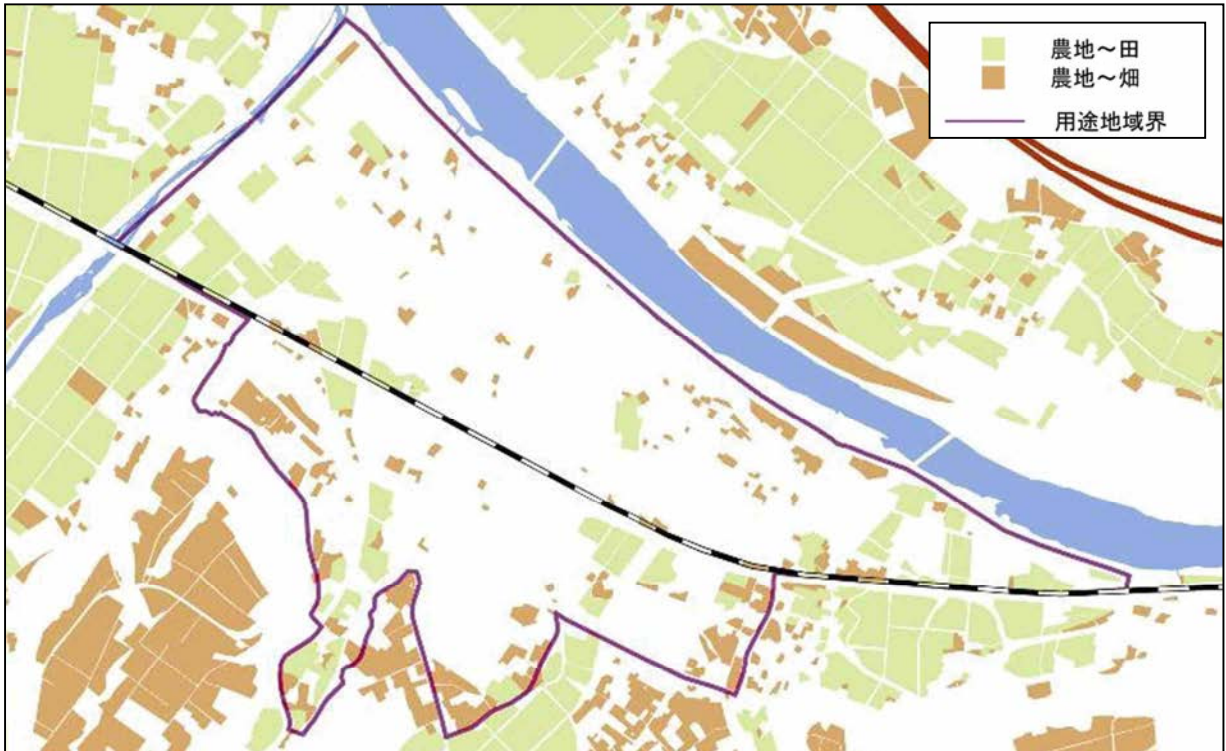
2) 工業系用途に係る方針

- ・工業地域 大規模な物流センターや工場が立地する他、半分程度が農地で一団の住宅地は形成されていないことから、原則、居住誘導区域に設定しないものとします。
- ・準工－A区域 工業系の土地利用が主であり、一団の住宅地は形成されていないことから、原則、居住誘導区域に設定しないものとします。
- ・準工－B区域 工業系の土地利用が点在していますが、駅に近く、また、商業系、住宅系の土地利用が見られることから、原則、居住誘導区域に含めるものとします。
- ・準工－C区域 工業系の土地利用が主ですが、駅直近という立地特性から将来的には都市的土地利用に転換される可能性があることから、原則、居住誘導区域に含めるものとします。
- ・準工－D区域 工業系の土地利用が点在していますが、駅に近く、また、商業系や公共公益系の土地利用が見られることから、原則、居住誘導区域に含めるものとします。
- ・準工－E区域 工業系の土地利用がある程度見られる他、河川、鉄道、国道17号に囲まれた閉鎖的な地形であり都市的土地利用への制約が想定されることから、原則、居住誘導区域に設定しないものとします。

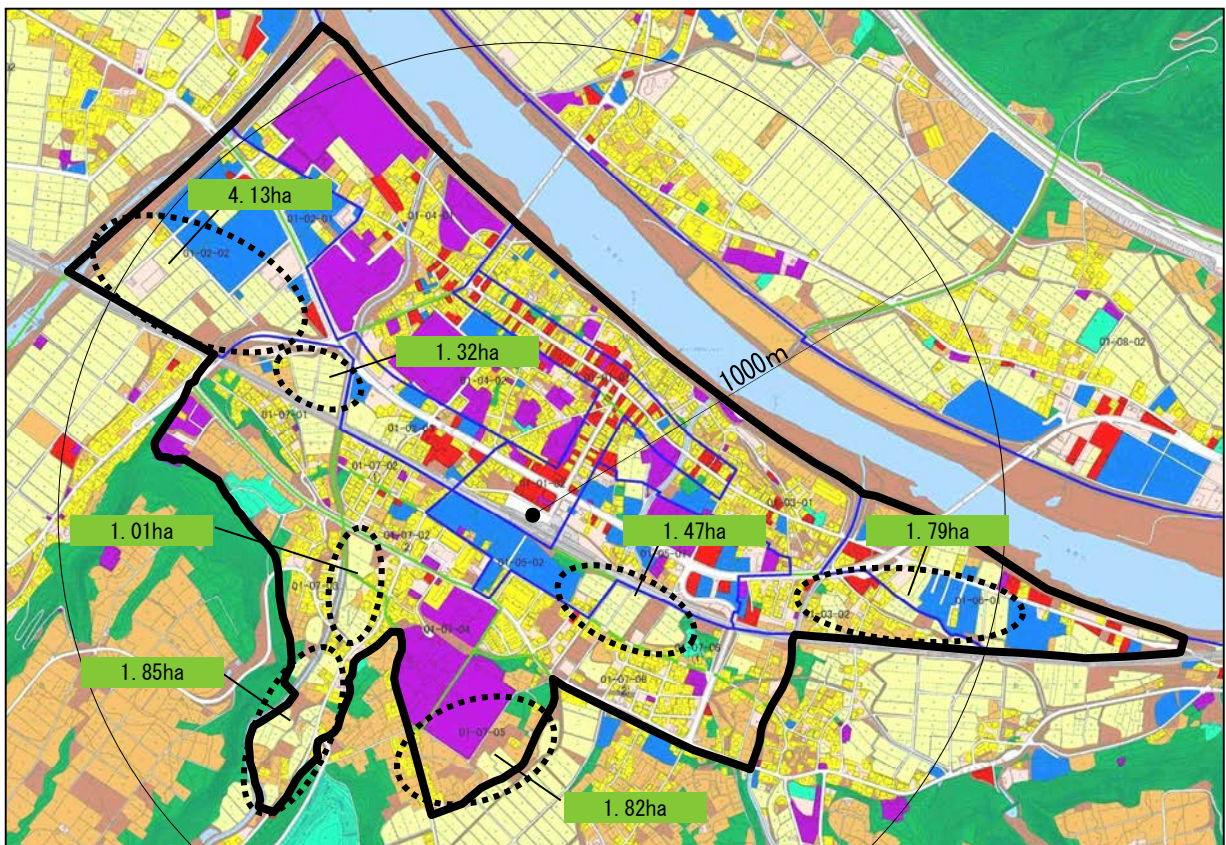


3) 用途地域内残存農地に係る方針

- ・小出市街地と同様、鉄道駅や商店街周辺など都市的土地利用の可能性のある農地については居住誘導区域に含める、市街地の外縁部に位置するものについては含めないことを基本としながら、それぞれの立地状況に応じて取り扱いを判断します。

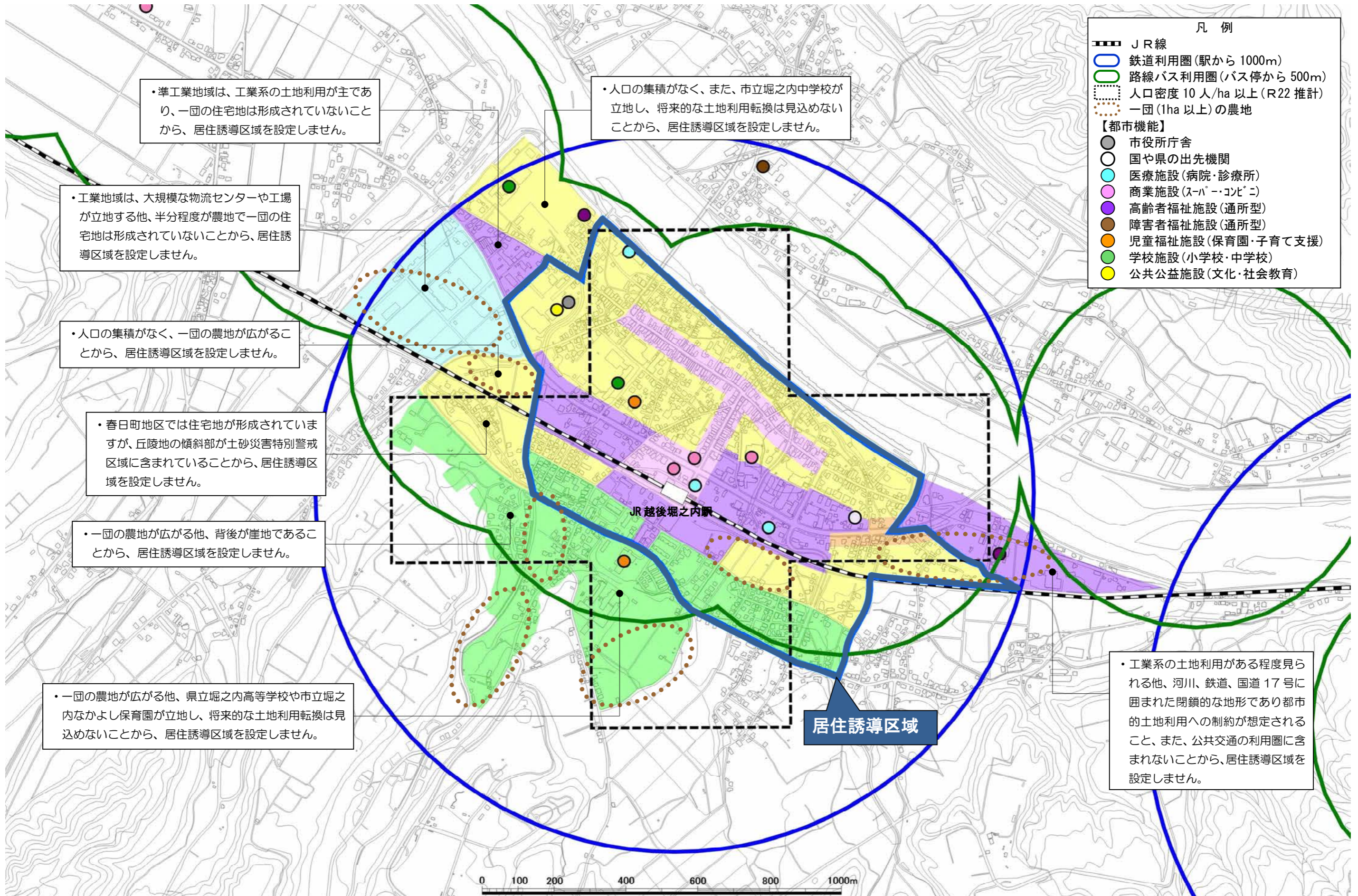


図一用途地域内の残存農地(出典:平成24年度都市計画変更見直し業務)



図一用途地域内における一団(1ha以上)の農地

④ 居住誘導区域の設定（堀之内市街地）



- 凡例
- JR線
 - 鉄道利用圏(駅から1000m)
 - 路線バス利用圏(バス停から500m)
 - 人口密度10人/ha以上(R22推計)
 - 一団(1ha以上)の農地
- 【都市機能】
- 市役所庁舎
 - 国や県の出先機関
 - 医療施設(病院・診療所)
 - 商業施設(スーパー・コンビニ)
 - 高齢者福祉施設(通所型)
 - 障害者福祉施設(通所型)
 - 児童福祉施設(保育園・子育て支援)
 - 学校施設(小学校・中学校)
 - 公共公益施設(文化・社会教育)

・準工業地域は、工業系の土地利用が主であり、一団の住宅地は形成されていないことから、居住誘導区域を設定しません。

・人口の集積がなく、また、市立堀之内中学校が立地し、将来的な土地利用転換は見込めないことから、居住誘導区域を設定しません。

・工業地域は、大規模な物流センターや工場が立地する他、半分程度が農地で一団の住宅地は形成されていないことから、居住誘導区域を設定しません。

・人口の集積がなく、一団の農地が広がることから、居住誘導区域を設定しません。

・春日町地区では住宅地が形成されていますが、丘陵地の傾斜部が土砂災害特別警戒区域に含まれていることから、居住誘導区域を設定しません。

・一団の農地が広がる他、背後が崖地であることから、居住誘導区域を設定しません。

・一団の農地が広がる他、県立堀之内高等学校や市立堀之内なかよし保育園が立地し、将来的な土地利用転換は見込めないことから、居住誘導区域を設定しません。

・工業系の土地利用がある程度見られる他、河川、鉄道、国道17号に囲まれた閉鎖的な地形であり都市的土地利用への制約が想定されること、また、公共交通の利用圏に含まれないことから、居住誘導区域を設定しません。

居住誘導区域

(参考) 居住誘導区域の人口密度と人口ビジョンの関係について

国立社会保障人口問題研究所の推計に基づき、小出及び堀之内市街地の居住誘導区域内の人口密度を算出したところ、平成22年から令和22年にかけて人口は約4,100人、人口密度にして約15人/haの減少が予測されます。

そのため、居住誘導区域内の人口密度を維持するためには、令和22年時点で約4,100人の人口減少を食い止めなければなりません。

平成22年時点	小出市街地	堀之内市街地	合計
人口(人)	7,547	2,751	10,297
面積(ha)	201.0	78.5	279.5
人口密度(人/ha)	37.5	35.0	36.8

令和22年予測	小出市街地	堀之内市街地	合計
人口(人)	4,607	1,608	6,215
面積(ha)	201.0	78.5	279.5
人口密度(人/ha)	22.9	20.5	22.2

※人口は居住誘導区域と地域メッシュ(一辺500m)の重なりに応じて算出した推測値

一方、魚沼市人口ビジョンに定める将来の目標人口は、以下の通りとなっており、国立社会保障人口問題研究所の推計値と目標人口の差は約5,700人となっています。

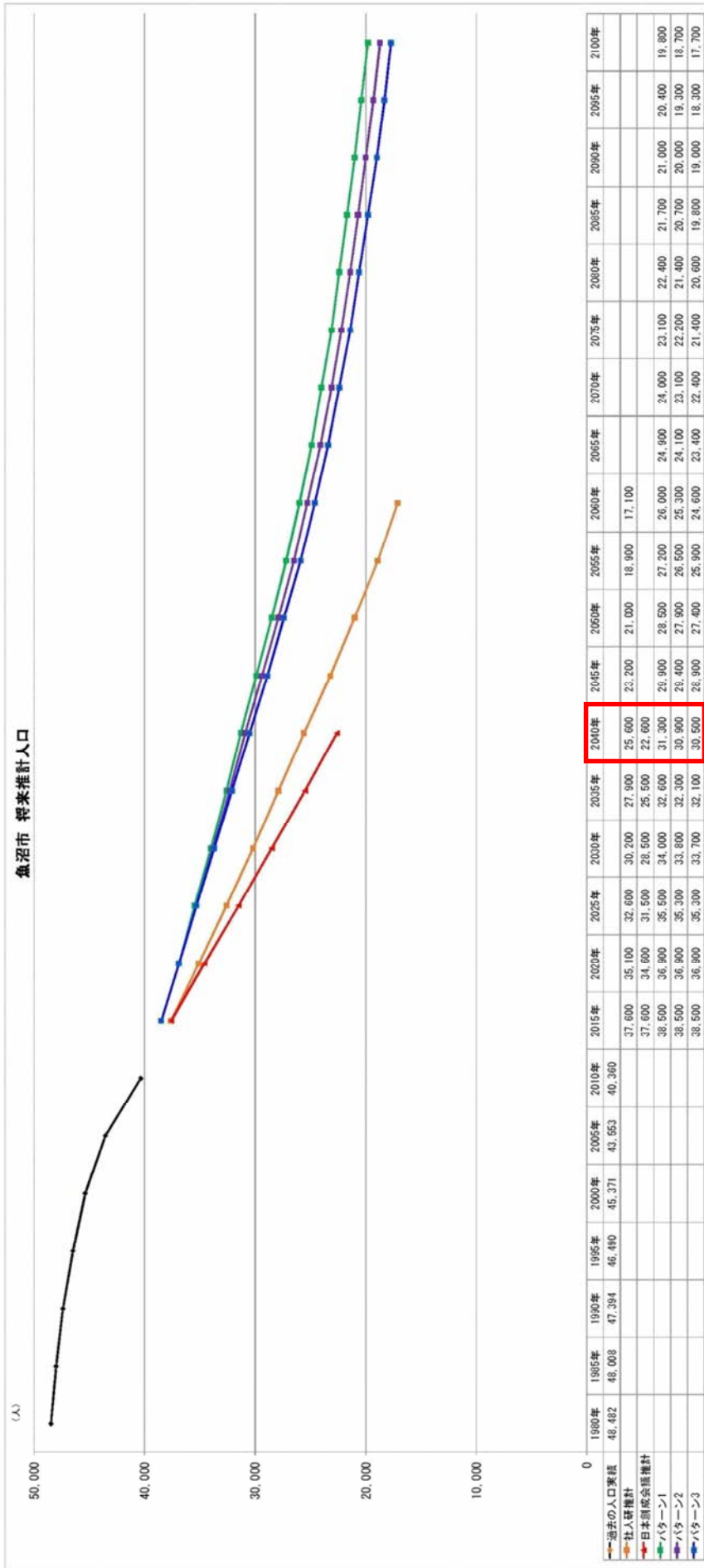
なお、この約5,700人は合計特殊出生率の向上、市外人口流出の減少によるものであり、具体的には、都市部からのU I ターンの促進、子育て世帯が暮らしやすいまちづくり、人口減少や超高齢化の中にあっても持続可能なまちづくりによる効果発現を期待した値です。

令和22年時点の推計結果	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	合計
社人研推計値	2,400人	11,900人	11,200人	25,600人
人口ビジョン目標値 (パターン1)	3,900人	14,600人	12,900人	31,300人

※端数処理の関係で合計は合致しない

以上より、令和22年時点において市全体で約5,700人の上乗せを目標とする中で、そのうちの約4,100人、割合にして約7割の人口を居住誘導区域内に誘導できれば、人口密度が維持されることとなります。

グラフ・表ー将来推計人口の推移(魚沼市人口ビジョンより)



● 国立社会保障・人口問題研究所推計 (社人研推計)

● 日本国政会推計

● パターン1：合計特殊出生率(2030年に1.8、2040年に2.1、2050年に2.3)、純移動率(0～59歳までのマイナ純移動率が2030年に30%、2040年に50%に緩和され、以降も50%の水準が継続する。)が共に改善した場合

● パターン2：パターン1の人口展望指標の達成が5年遅れた場合

● パターン3：パターン1の人口展望指標の達成が10年遅れた場合